

## 協議会業務委託契約手続きについて

## 1. 経緯

地域公共交通計画策定にあたり、将来公共交通ネットワークや実施施策の検討にあたり必要となる調査が国庫補助対象となっている。国庫補助対象者が交通政策推進協議会となっていることから、協議会として業務委託契約を締結する。

これとは別に、計画策定に関する仙台市の業務委託も並行して進めている。

## 2. 業務概要

生産年齢人口減少や少子高齢化の急速な進展により、路線バスを取り巻く環境は厳しさを増している。市民が安心して暮らせるよう持続可能な移動手段の確保が求められており、本市の公共交通の現状把握、将来の公共交通の方針・目標について基礎調査を行ってきたところである。

協議会の業務委託では、地域公共交通計画策定にあたり必要となる、将来公共交通ネットワークの検討に必要な調査及び実施施策の効果分析等を行うものである。

## 3. 業務委託の内容（令和3年度）

		協議会の業務委託（案）	仙台市の業務委託
業務委託		令和3年度 仙台市地域公共交通計画策定に係る調査分析業務委託	令和3年度 仙台市地域公共交通計画策定検討業務委託
内容		①将来公共交通ネットワーク検討 ②実施施策の効果分析 ③幹線区間における施策の検討	①地域公共交通計画素案、中間案の作成 ②協議会及びワーキング運営補助
スケジュール 予定	6月		・業務委託契約（6/1 契約済）
	7月	・国庫補助交付決定 ・業務委託契約	
	8月	・業務着手	・素案作成（第3回協議会）
	9月	随時仙台市業務委託との調整・反映	
	10月		・中間案作成（第4回協議会）
	11月		
	2月	・業務委託履行期限（2月末）	
3月		・最終案作成（第5回協議会） ・業務委託履行期限（3月末）	

## 4. 委託業者の選定について

・協議会の業務委託の業者選定については、協議会の業務委託の調査結果を計画素案や中間案に反映させること及び中間案策定までの期間が短いことから、当該計画の円滑な策定を考慮し、仙台市の業務委託と同一事業者とする。